

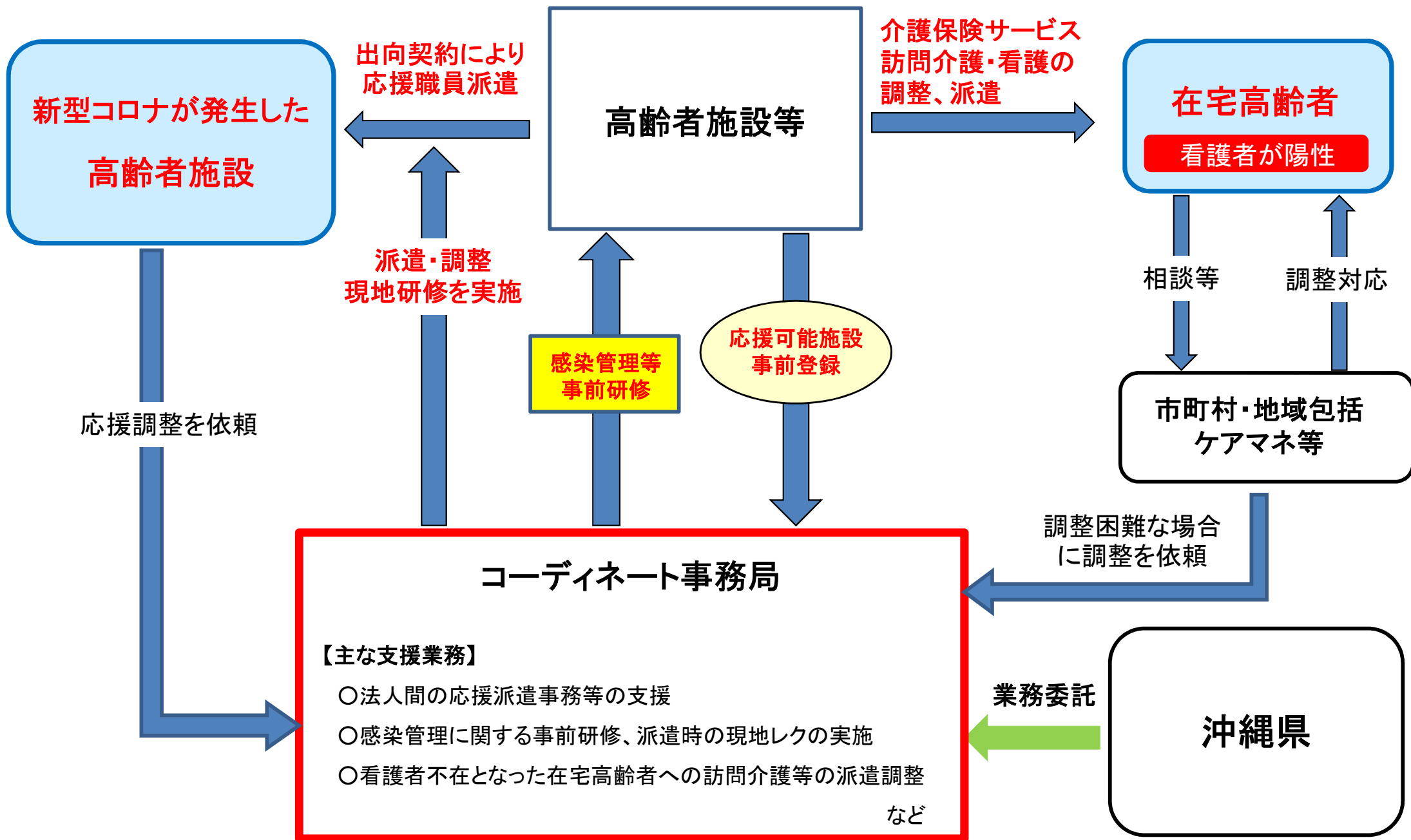
感染症予防研修会【資料】

〔内容〕

- 1 新型コロナが発生した高齢者施設への介護職員等の派遣スキーム
- 2 衛生資材について
- 3 サービス提供体制確保事業（かかり増し経費補助事業）

令和4年7月
沖縄県高齢者福祉介護課

新型コロナが発生した高齢者施設への介護職員等の派遣スキーム (R4. 4. 1)



衛生資材について

○ 新型コロナウイルス感染症等が発生した場合においてもサービスの提供を継続するために、個人防護具や消毒液などの衛生資材を十分に確保してください。

○ 県高齢者福祉介護課では、新型コロナウイルス感染症が発生し衛生資材が不足している高齢者施設（入所系・訪問系）に対し、感染拡大の防止及び緊急的な支援として、提供しています。

【提供資材】

ガウン、N95マスク、手袋、フェイスシールド、キャップ、手指消毒用エタノール等

○ 感染症が発生し不足する場合には、県高齢者福祉介護課（098-866-2214）へ御連絡ください。（当課から、施設を所管する福祉事務所（北部・中部・南部・宮古・八重山）へ、施設への提供について連絡します）

○ 衛生資材は福祉事務所で受け取っていただきます。（受け取りに行けない場合は福祉事務所から届けます）

サービス提供体制確保事業（かかり増し経費補助事業）

※抜粋

補助区分	事業の対象となる要件	訪問系	通所系	短期入所系	介護施設等	対象のかかり増し経費（一部抜粋）
(ア)①	利用者又は職員に 感染者が発生 した (職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合も含む)	対象	対象	対象	対象	<p>【緊急時の介護人材の確保に係る費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用、割増賃金・手当（時間外勤務、危険手当など）、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 <p>【職場環境復旧・環境整備に係る費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設等の消毒費用 ・感染性廃棄物の処理費用 ・在庫の不足が見込まれる衛生用品（アルコール、マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋、使い捨て食器）の購入費用
(ア)⑤	病床ひっ迫等により、やむを得ず 施設内療養を行った				対象	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 1人1万円/日 15万円上限
(ウ)	(ア)①又は自主的に休業した介護事業所等の利用者の受け入れや 応援職員の派遣をした	対象	対象	対象	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用、割増賃金・手当（時間外勤務、危険手当など）、職員派遣に係る旅費・宿泊費

施設内療養を行う介護施設等への更なる追加補助について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、更なる支援を行う。
- 病床のひっ迫等により比較的重症な施設内療養者が多く生じると考えられるまん延防止等重点措置区域等において、施設内療養を行う高齢者施設等への追加補助を行う。

補助概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間（※）について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。 ※ ①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助 <ul style="list-style-type: none"> ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわけける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>施設内療養者1名につき、15万円</u> (15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助) ○ <u>まん延防止等重点措置区域等の施設等であって療養者数が一定数を超える場合(※1)は、施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助(現行分とあわせて最大30万円)(※2)</u> <p><u>(※1)追加補助の要件：以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者*1名につき1万円/日を追加補助</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。(令和4年4月8日から令和4年7月末日までは、まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする)</u> ② <u>小規模施設等(定員29人以下)にあつては施設内療養者*が2名以上、大規模施設等(定員30人以上)にあつては施設内療養者*が5名以上いる。</u> <p><u>*施設内療養者は発症後15日以内の者とする。</u></p> <p><u>(※2)追加補助の限度額は、小規模施設等(定員29人以下)は200万円/施設、大規模施設等(定員30人以上)は500万円/施設</u> 注 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。(かかり増し費用のメニューに追加)</p>
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護施設等 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護)
適用時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年4月1日 <u>(追加補助分は令和4年1月9日)</u>

サービス提供体制確保事業（かかり増し経費補助事業）

ホームページの紹介

→申請方法、補助上限額、補助上限引き上げ（個別協議）に関する詳細

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virussevicecontinue.html>

- ・ Google、Yahooなどで「沖縄県 高齢者福祉介護課」と検索
 - >> 「子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 – 沖縄県」のページを開く
 - >> 「お知らせ」枠外の下の
 - 「1 感染者や濃厚接触者に対応した場合の支援」を開く